

農耕トラクターに関わる道路運送車両法の見直しについて

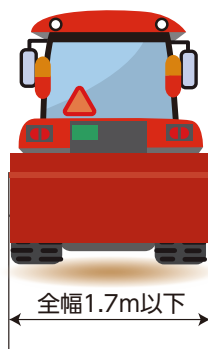
この度、農耕用トラクターについて「道路運送車両法」に基づく緩和措置が設けられました。

それにより、必要な対応を行うことで農耕用トラクターに作業機を装着しても道路が走行できるようになりました。公示内容の主なチェックポイントや必要な対応等について理解を深め確実に行うとともに、法令順守のもと、安全に心掛けていただきますようお願いいたします。

①トラクター運転の免許確認

道路を走行するためには、免許区分に応じた運転免許証の携帯が必要です。

免許区分	全長	全幅	全高	最高速度
大型特殊自動車免許	特殊な構造のもので、特殊な作業に使用する自動車であって小型特殊自動車以外のもの			
小型特殊自動車免許	4.7m以下	1.7m以下	2.0m以下(安全キャブや安全フレームは2.8m以下)	15km以下



小型特殊自動車免許で運転可能



大型特殊自動車免許で運転可能

重要
無免許運転に注意!
全幅1.7mを超えるトラクター(作業機含む)を運転するには大型特殊自動車免許が必要です。

②灯火装置および反射器の取付位置

作業機を設置して走行するには、灯火器類(方向指示器・後部反射器・前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯)が他の交通から確認できることが必要です。作業機を装着した状態で、前方や後方から灯火器類の取り付け状態を確認しましょう。

●灯火器類が確認できない場合に必要対応
所定の位置に灯火器類を別途設置する必要があります。

【参照情報】道路運送車両の保安基準では灯火装置および反射器の取付は以下のように定められています。

灯火装置および反射器	保安基準		
	屋外からの距離	地上からの高さ	認識性
前照灯(ヘッドライト)	40cm以内(可能な限り)	50cm以上120cm以下(可能な限り)	夜間に前方50m先の障害物を確認できること
方向指示器(ウインカー)	40cm以内	35cm以上230cm以下	屋間に方向の指示を示す方向100mから確認できること
車幅灯(スモールランプ)※	40cm以内	25cm以上210cm以下	夜間に前方300mから確認できること
制動灯(ブレーキランプ)※	40cm以内	35cm以上210cm以下	屋間に後方100mから確認できること
後退灯(バックランプ)※	-	25cm以上120cm以下(可能な限り)	屋間に後方100mから確認できること
尾灯(テールランプ)※	40cm以内	35cm以上210cm以下	夜間に後方300mから確認できること
後部反射器(リフレクター)	40cm以内	25cm以上150cm以下	夜間に後方150mから確認できること

※全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下で最高速度15km/h以下のトラクターは車幅灯、制動灯、後退灯、尾灯は取付義務がないので確認は不要です

●灯火器類が確認できる場合でも必要対応

灯火器類が確認できる場合でも、取付位置が最外側から40cm以内に装備されていない場合は、以下の制限事項に対応する必要があります。

- ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色反射器を備えること
- ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色反射器を備えること
- ・制限を受けた自動車の標識(▽)を後面に装着すること

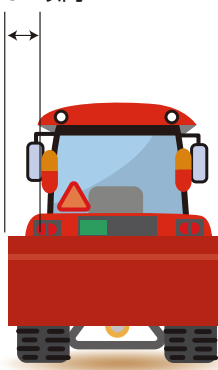
○〈40cm以内に装備されている場合〉

✕〈作業機の全幅(最外側)から、40cm以内に収まらない場合〉

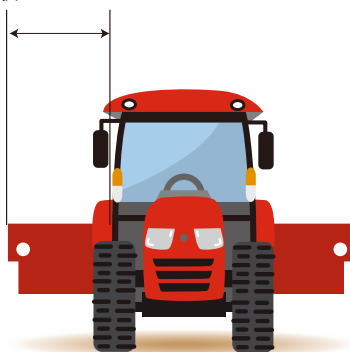
40cm以内



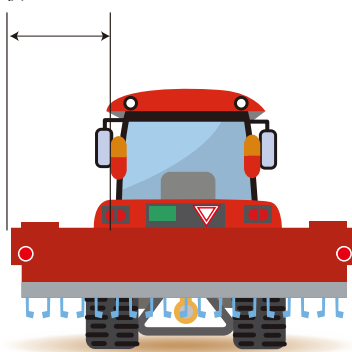
40cm以内



40cm以内に収まらない



40cm以内に収まらない



③車両幅の確認

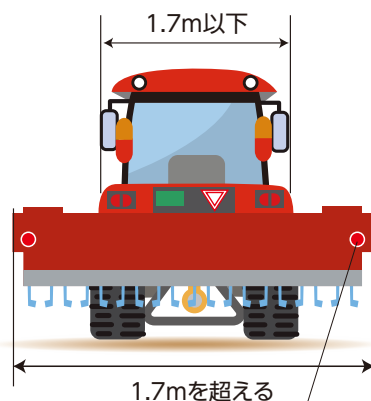
【1】農耕用トラクター単体で、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、全長4.7m以下、かつ最高速度15km/h以下の場合、作業機を装着した状態で車両全幅が1.7mを超えていないか確認しましょう。

●全幅が1.7mを超えている場合に必要な対応

(1)幅1.7mを超える作業機を装着しても、前照灯・後部反射器・方向指示器が他の交通からの被視認性を確保できていれば、車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯を増設しなくても道路を走行できます。ただし、以下の制限事項に対応する必要があります。

- ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色反射器を備えること
- ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色反射器を備えること
- ・制限を受けた自動車の標識(▽)を後面に装着すること

(2)幅1.7mを超える作業機を装着する場合は、左右両側に後写鏡(バックミラー)を備える必要があります。



前面の両側に白色反射器、
後面の両側に赤色反射器を備えること

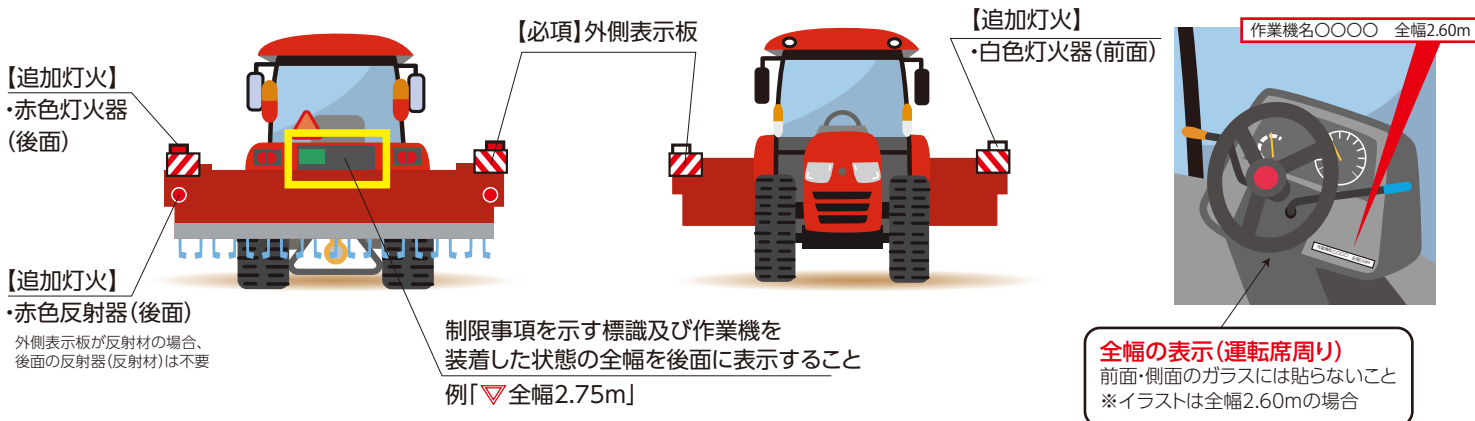
【2】農耕用トラクター単体の大きさを含め、作業機を装着した状態で車両全幅が2.5mを超えていないか確認しましょう。超えている場合は、特殊車両通行許可を得る必要があります。

●全幅が2.5mを超えている場合に必要な対応

(1)道路管理者(国道:地方道路局、都道府県道:各都道府県、市道:各市町村)から、特殊車両通行許可を得る必要があります(農道は許可不要)。

(2)車両の最外側が分かるよう、外側表示板・反射器・灯火器を設置する必要があります。

(3)制限を受けた自動車の標識(▽)の装着と、作業機を装着した状態の全幅を後面および運転席に表示する必要があります。



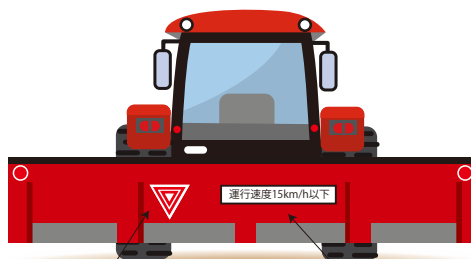
④安定性の確認

作業機を装着した際に、最大安定傾斜角度が30度以上または35度以上であれば通常ので道路走行できます。しかし、最大安定傾斜角度が30度または35度に満たない場合は、以下の制限事項に対応する必要があります。

- ・運行速度15km/h以下で道路を走行すること
- ・道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)と運行速度15km/h以下で走行することを後面および運転席に表示すること。

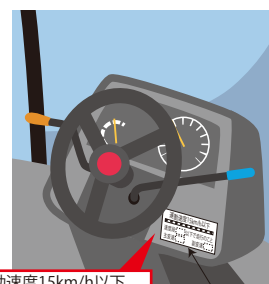
※トラクターと作業機の組み合わせによる安定性の確認結果については、日本農業機械工業会のホームページで公表しています

表示例



制限を受けた自動車の標識(▽)
後方から見える位置に必要

運行速度の表示
後方から見える位置に必要



運行速度の表示(運転席周り)

作業機付きトラクターの公道走行については、農林水産省ウェブサイト(<https://www.maff.go.jp>)にて公表されているのでご参照ください。